



2022年7月28日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星  
代表者名 代表取締役社長 競 良一  
(東証スタンダード・コード 5820)  
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元  
電話番号 06-6261-8881

## 新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告の棄却決定 及び新株予約権の無償割当ての実行の中止等に関するお知らせ

当社が2022年7月25日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告の申立ての許可決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、同月21日付で、大阪高等裁判所の抗告棄却決定に対する許可抗告（以下「本許可抗告」といいます。）の申立てを行い、同月25日、大阪高等裁判所から、当該抗告棄却決定について、民事訴訟法第337条第2項所定の事項（法令の解釈に関する重要な事項）を含むと認められるとして、抗告許可決定に係る決定書を受領しました。

その後、最高裁判所において許可抗告事件が審理されておりましたが、本日、最高裁判所は、本許可抗告を棄却する旨の決定（以下「本最高裁決定」といいます。）を行いました。

そして、当社は、本最高裁決定を受けて、本新株予約権の無償割当ての実行を中止することは適当である旨の当社独立委員会からの勧告を踏まえ、本日、取締役会において、本新株予約権の無償割当ての実行の中止を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本許可抗告の棄却決定に至った経緯

当社が2022年7月25日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告の申立ての許可決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大阪地方裁判所は、同年7月1日付で、当社が2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）に対し差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）を行い、また本仮処分決定への当社の保全異議の申立てに対し、同裁判所は、同月11日付で本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）を行ったため、当社は、同月14日付で、大阪高等裁判所において、本認可決定に対する保全抗告（以下「本保全抗告」といいます。）の申立てを行っておりましたが、同月21日付で、大阪高等裁判所において、本保全抗告を棄却する旨の決定（以下「本抗告棄却決定」といいます。）がなされました。

これに対し、当社は、同月21日付で、本抗告棄却決定に対する許可抗告の申立てを行っておりましたが、同月25日、大阪高等裁判所から、本許可抗告に関して、本抗告棄却決定について、民事訴訟法第337条第2項所定の事項（法令の解釈に関する重要な事項）を含むと認められるとして、抗告許可決定に係る決定書を受領しました。

その後、最高裁判所において許可抗告事件が審理されておりましたが、本日、最高裁判所は、本許可抗告を棄却する旨の決定を行いました。

#### 2. 本許可抗告の棄却決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本許可抗告の棄却決定を行った裁判所  
最高裁判所
- (2) 本許可抗告の棄却決定があった年月日  
2022年7月28日

#### 3. 本許可抗告の棄却決定の概要

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人（当社）の負担とする。

#### 4. 本新株予約権の無償割当ての実行の中止等

本最高裁決定は、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分に関する裁判所としての最終的な判断となります。

当社は、本最高裁決定を受けて、本新株予約権の無償割当ての実行を中止することは適当である旨の当社独立委員会からの勧告を踏まえ、本日、取締役会において、本新株予約権の無償割当ての実行の中止を決定いたしました（本新株予約権の内容については、本新株予約権の発行要項その他の本新株予約権に係る情報は、当社ホームページ（<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp/ir/news/>）で公表しております2022年6月4日付け「定時株主総会招集通知」及び「定時株主総会招集通知（別冊）」並びに2022年6月14日付け「第77期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について）をご参照ください。また、これに伴い、2022年7月13日付「新株予約権無償割当てに係る基準日設定公告のお知らせ」（以下「基準日設定プレス」といいます。）にてお知らせしております基準日設定公告についても本日取り消す旨の決定をしております。

なお、基準日設定プレスにてお知らせしましたとおり、当社が本新株予約権の無償割当ての中止を決定したことにより、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなります。

その他、今後の方針について開示すべき事項が生じましたら、適宜、適切に開示して参ります。

以上